

2004年1月5日より、査証（ビザ）所持者の米国出入国時に指紋スキャン、顔写真撮影を開始

平成15年12月26日
在シカゴ日本国総領事館

アメリカ合衆国政府は、2004年1月より、「US-VISIT (Visitor and Immigrant Status Indicator Technology) プログラム」と呼ばれる新たな出入国管理システムを導入することとしており、これにより、2004年1月5日以降、査証（ビザ）を所持して米国に渡航される方は、以下のとおり、指紋のスキャン（機械による自動読み取り）や顔写真の撮影などの出入国手続きが必要となるとしています。

なお、米国への出入国制度については、今後も様々な改正が予定されていますところ、渡航・再入国前には、「米国国土安全保障省」のホームページ(www.dhs.gov/us-visit)等より最新情報をご確認されることをお勧めいたします。

1. 対象

今回対象となるのは、米国の査証（ビザ）を取得して出入国される方々です（但し、米国政府は現在、その対象についての詳細を検討中であり、年齢等の事由により免除される可能性もあります）。

査証（ビザ）免除プログラムの下で、90日以内の観光などのため査証（ビザ）なしで入国する方々、及びグリーンカード保有者については、当面对象とされない予定です。

2. アメリカ合衆国入国時

入国審査カウンターにおいて、両手人差し指の指紋のスキャンと、デジタルカメラによる顔写真の撮影が行われ、これらの情報は、データベースと照合され、入国許可の判断に利用されます。なお、その後も米国に入国する度に、同様の手続きが必要となる見込みです。

3. アメリカ合衆国出国時

セルフサービスの端末機を使用し、渡航文書（パスポートや米国ビザ）及び両手人差し指のスキャンを行うことにより、本人確認、及び出国の確認（オーバーステイの有無の確認等を含む）が行われます。（注：2001年9月11日の同時多発テロ事件以降、米国の出入国管理は著しく強化されており、滞在期間等も厳格に適用されています。米国渡航の際には、滞在期間内に必ず出国できるよう余裕を持った計画を立てることをお勧めいたします。）

4. 開始時期

オヘア空港、ミネアポリス空港をはじめとする米国の主要な空港、海港については、2004年1月5日より導入される予定です。（但し、出国確認の端末機については、1月5日以降から2004年中に段階的に各空港に設置・導入される予定とされています。また、陸路（カナダ及びメキシコとの国境）での出入国については、2005年以降に導入される予定とされています。）

本件に関し、詳細、最新の情報等については、「米国国土安全保障省ホームページ」(www.dhs.gov/us-visit)等をご確認ください。